

相模原市立相原中学校いじめ防止基本方針 令和5年4月改定

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう

【学校教育目標】自ら学び、人間性豊かに、たくましく生きる生徒を育てる

【目指す生徒像】周りを思いやり、目標に向かって根気よく努力できる、心豊かで元気な生徒

【家庭・地域との連携】

家庭・地域・学校の三者で子どもたちの成長を見守っていく。

- 開かれた学校づくり
授業参観・保護者会・学校へ行く週間・各行事の公開
- PTAとの連携
- 地域行事への積極的参加
- 学校評議員会の充実
- 民生児童委員との連絡会
- 学校評価アンケート
実施→評価→対策→啓発

【校内組織】

○いじめ防止対策委員会

開催：月1回（職員会議）

構成員：全職員・校長・副校長・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・支援教育コーディネーター・（青少年教育カウンセラー・SSW）

○生徒指導部会・支援部会

開催：週1回

構成員：生徒指導主任・各学年生徒指導係・養護教諭・支援教育コーディネーター・青少年教育カウンセラー

【関係機関との連携】

迅速かつ効果的な「いじめ対策」を行うために、次の機関との連携を強化する。

- 教育委員会各課
- 市長部局各課
- 警察・スクールサポーター
- 県警少年相談・保護センター
- 民生児童委員
- 小学校
- 各学校・外部機関との情報交換：月1回
- スクールソーシャルワーカー
- その他関係機関との連携

【いじめの未然防止】

- （1）生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- （2）学校の教育活動全般を通じ、生徒の自己有用感や自己効力感を高められる機会の充実を図る。
- （3）学校の教育活動全般を通じ、人権教育のさらなる推進と充実を図る。
- （4）いじめ（インターネットを利用したいじめも含む）について校内研修を充実させるとともに、職員会議や学年会でも積極的に取り上げ、平素から職員間の共通理解を図る。
- （5）PTAや地域の関係団体等との連携を強化し、いじめ問題について協議する機会を設ける。
- （6）発達障害を含む障害のある生徒に適切な指導及び必要な支援が行われるように、教職員が個々の障害の特性への正しい理解を深め、関わり方を学ぶ研修の機会を設ける。
- （7）外国につながりがある生徒やLGBTQのある生徒について、教職員が正しい理解と関わり方を学び、いじめが起らない環境づくりに努める。
- （8）自然災害に被災した生徒が受けた心身への影響を十分に理解し、適切な支援を行う。

【いじめの早期発見】

- （1）学校内だけではなく、インターネット上でもいじめがあることを理解し、日常の表情や様子をきめ細かく観察する。また、生徒・保護者との信頼関係を構築し、相談しやすい雰囲気をつくる。
- （2）教育相談アンケート、いじめ相談アンケート、学校生活アンケートを活用し、教育相談を充実させ、いじめの実態及び生徒の苦痛の累積等を把握するとともに、生徒がいじめを訴えやすい学校づくりに努力する。
- （3）被害生徒がいじめを否定する場合を想定し、表面的・形式的に判断せず、多くの教職員で情報交換を密に行う。

【いじめへの対処】

被害生徒を全職員で守る。また、加害生徒に対してはいじめが重大な人権侵害であることを理解させ、教育委員会・関係機関・保護者と連携を図る中、再発防止に全力を尽くす。

【重大事態への対応】

教育委員会と連携し、重大事態に対処するとともに、同種の事態が二度と起こらないように、調査・検証・報告を行う。

1 いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

- 学校の教育活動のあらゆる機会を捉えて人権教育を推進し、生徒が自らの大切さとともに他者の大切さも認め、お互いを尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。
- いじめはどの学級でもその生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。
- 学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携を積極的に行っていく。さらに、小学校との連携も図りながら、いじめ防止の取り組みを推進していく体制を構築していく。
- 生徒が「自らの力で、温かく思いやりのある人間関係を築くことができたという実感」を持てるように、日常生活や行事等における生徒の主体的な活動を支援していく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。この組織を中心として全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

いじめ防止対策委員会	○構成員：全職員、支援教育コーディネーター (青少年教育カウンセラー、SSW)
(1) 気になる生徒の情報交換 (2) 必要に応じて、対応策を検討する ①面談・アンケートの実施 ②家庭への連絡・連携 ③学級・学年・学校の対応策検討 (3) 関係機関との連携(連動) ①教育委員会への報告・連携 ②青少年教育カウンセラー・SSWとの連携 ③その他の機関との連携	
いじめ防止推進委員会	○構成員：生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭 支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー
(1) 気になる生徒の情報を交換する。 (2) 日々の生活の様子や表情をきめ細かく観察する。 (3) 情報収集に日々努力する。 (4) いじめ防止対策委員会及び校長への報告を徹底する。	

3 いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ①授業改善を行い、ともに学び合う集団をつくる。
 - ②日常生活や行事等で、お互いの個性を認め合いながら人間関係を築いていくよう支援する。
 - ③生徒が主役の学校づくり、学校行事づくりに努力する。
 - ④学級プログラム委員会の充実を図り、生徒が主役の学級づくりを展開する。
- (2) 学校の教育活動全般を通じ、生徒の自己肯定感を高める機会の充実を図る。
 - ①生徒の話を傾聴する(生徒が話したいことを聴く)。
 - ②生徒の挑戦を支援し、達成したことだけでなく、その意欲も含めて積極的に認めていく。
 - ③職場体験学習、福祉体験学習、ボランティア活動等を通して自己理解を深めさせる。
 - ④小中交流事業や異学年交流の充実を図る。
- (3) 学校の教育活動全般を通じ、人権教育のさらなる推進と充実を図る。
 - ①自らの大切さとともに他者の大切さも認め、お互いを尊重し合う意識や態度を育てる。
 - ②生徒の多様な個性を受け止め、個に応じた適切な支援を行う。
 - ③いじりがいじめに繋がることを理解し、人の痛みを感じられるように機会を逃さず指導する。

- (4) いじめ（インターネットを利用したいじめも含む）について、校内研修を充実させるとともに、職員会議や学年会でも積極的に取り上げ、平素から職員間の共通理解を図る。
・校内研修の実施：各種研修（発達障害や自傷行為などについての理解の向上を図る。）
- (5) PTAや地域の関係団体等との連携を強化し、いじめ問題について協議する機会を設ける
- ①あいさつ運動
 - ②民生児童委員との懇談会
 - ③地区懇談会
- (6) 発達障害を含む障害のある生徒に適切な指導及び必要な支援が行われるように、教職員が個々の障害の特性への正しい理解を深め、関わり方を学ぶ研修の機会を設ける。
- ①生徒指導担当の研修受講と校内研修の実施
 - ②青少年教育カウンセラーや外部機関（子育て支援センター・医療機関）との連携
 - ③本人・保護者との信頼関係の構築
- (7) 外国につながりがある生徒やLGBTQのある生徒について、教職員が正しい理解と関わり方を学び、いじめが起らないよう環境づくりに努める。
- ①国際理解教育の推進と充実
 - ②性教育の充実
 - ③道徳教育の充実（道徳の授業に限らず、あらゆる教育活動の中で実践する。）
- (8) 自然災害に被災した生徒が受けた心身への影響を十分に理解し、適切な支援を行う。
- ①教職員内での情報共有
 - ②本人・保護者との信頼関係の構築

4 いじめへの早期発見の取り組み

生徒との日頃の関わりを大切にし、信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにする。思い過ごしであってもかまわないので、職員が気になった部分は必ず情報の共有とさらなる観察・調査を行う。

- (1) 学校内だけではなく、インターネット上でもいじめがあることを理解し、日常の表情や様子をきめ細かく観察する。また、生徒・保護者との信頼関係を構築し、相談しやすい雰囲気をつくる。
- ①休み時間や放課後に積極的に生徒に声をかけ、生徒が話をしやすい関係を築く。
 - ②授業や休み時間に生徒の様子（表情など）をきめ細かく観察する。
 - ③問題があったときだけでなく、生徒の頑張りなども普段から保護者に伝え、信頼されるように努める。
- (2) 教育相談を充実させ、学校生活アンケート（いじめについての項目含む）、年2回のいじめ相談アンケートを活用し、いじめの実態及び生徒の苦痛の累積等を把握するとともに、生徒がいじめを訴えやすい学校づくりに努力する。
- ①学校生活アンケート（いじめについての項目含む）、年2回のいじめ相談アンケート
 - ②教育相談日（年2回）
 - ③相談窓口の周知、青少年教育カウンセラーの紹介・巡回
- (3) 被害生徒がいじめを否定する場合を想定し、表面的・形式的に判断せず、多くの教職員で情報交換を密に行う。
- ①いじめを隠したり、軽視したりせず、積極的に認知し、多くの教職員で多面的・多角的に生徒を観察する。
 - ②本人達の「あそび・ふざけ」の主張を鵜呑みにせず、話を聞く場合は生徒が心情を吐露しやすい環境になるように配慮する。また、気になることは必ず保護者にも伝え、協力して見守るように働きかける。

5 いじめへの対処

発見や通報を受けたときには、関係職員で情報の共有を速やかに行い、組織的に対処する。

- (1) 被害生徒を全職員で守るとともに、加害生徒に対しては、いじめが重大な人権侵害であることを理解させ、二度と行わせないように毅然とした態度で指導する。
 - ①校内の「いじめ防止対策委員会」に速やかに報告し、情報を共有する。
※予断を入れずに真摯に話を傾聴する。1人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず学年主任、生徒指導係、生徒指導主任に報告する。
 - ②速やかに事実確認を行い、被害生徒・保護者への支援を行う。また、加害生徒への指導及び保護者への連絡・助言を行う。さらに関係生徒が所属する集団（学級、部活動等）への指導・助言を行う。
 - ③インターネットを利用したいじめについては、不適切な書き込みを速やかに削除させるとともに、加害生徒が特定できない場合等においては警察や関係機関への協力・援助を要請する。
 - ④指導の経過を全職員で確認し、組織的な見守り体制を構築し、事後観察を十分に行う。
- (2) 教育委員会・関係機関・保護者と連携を図る中で、再発防止に全力を尽くす。
 - ①青少年教育カウンセラー、青少年相談センター
 - ②スクールソーシャルワーカー
 - ③警察（少年係）及び県警少年相談・保護センター
 - ④子育て支援センター、児童相談所
 - ⑤教育委員会（人権・児童生徒指導班）

6 重大事態への対処

教育委員会と連携し、重大事態に対処するとともに、同種の事態が二度と起こらないように調査・検証・報告を行う。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに速やかに組織を設け、事実関係を明確にするために在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査などを実施する。なお、アンケート及び聞き取り調査の記録は原本を確実に管理・保管を行う。
- (2) 教育委員会事務局を通じて、速やかに教育長へ重大事態発生について報告する。また、市が設置する「子どものいじめに関する審議会」「子どものいじめに関する調査委員会」に調査結果の報告を行う。
- (3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で調査結果の報告を行う。
- (4) 重大事態に至ってしまった要因を客観的に検証し、同種の事態が二度と起きないように、改善すべき部分を全教職員で確認し、個人情報への取り扱いを十分に留意した上で、事例を記録し、職員の研修に用いる。また、必要に応じてこのいじめ防止基本方針の見直しを行う。

《 重大事態とは 》

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ②いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ③生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときには、学校側がその時点でいじめとの因果関係が不明、あるいは重大事態ではないと判断したとしても、重大事態が発生したものととして調査・報告等を行う。